

## 障害支援区分認定等に係る資料の開示に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第19条第1項の規定による介護給付費等の支給決定を受けるに当たり法第20条第1項に規定する申請に基づく同条第2項の認定調査等、法第21条第1項に規定する障害支援区分認定、法第22条第1項に規定する支給要否決定の際の勘案する事項等、法第24条第4項に規定する障害支援区分の変更の認定、平成18年12月26日付障害保健福祉関係主管課長会議障害者自立支援法関係Q&A障害程度区分に規定する職権による障害支援区分の認定の変更（以下「障害支援区分認定等」という。）に係る事務の透明性、公平性を確保し、支給決定障害者等（法第5条第23項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）の権利利益を保護するために、市が保有する障害支援区分認定等に係る資料（以下「資料」という。）を当該資料に係る支給決定障害者等又はその親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族をいう。以下同じ。）、その他市長が必要と認める者に開示する手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(開示する資料)

第2条 この要綱により開示することができる資料は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第2号にあっては、当該医師意見書に係る医師の同意を必要とする。

- (1) 認定調査票
- (2) 医師意見書
- (3) 市町村審査会資料（認定調査票の調査結果を基に、厚生労働省から配付されたコンピュータプログラムにより処理することにより得た帳票をいう。）
- (4) 勘案事項整理票（これに付属する資料を含む。）

(開示の申し出をすることができる者)

第3条 支給決定障害者等若しくはその親族又は市長が必要と認める者（以下「開示の申出者」という。）は、市長に対し、当該支給決定障害者に係る障害支援区分認定等の資料の開示の申し出をすることができる。ただし、支給決定障害者等の親族又は市長が必要と認める者は、当該支給決定障害者等の委任がなければならない。

(開示の申出)

第4条 開示の申出者は、市長に対し、障害支援区分認定等に係る資料開示申出書（様式第1号。以下「開示申出書」という。）を提出しなければならない。

- 2 開示申出者は、市長に対し、自己が当該開示の申し出に係る資料の本人又はその親族であることを証明するために必要な書類を提出又は提示しなければならない

ない。

(開示しないことができる資料)

第5条 市長は、開示の申し出に係る資料が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該資料を開示しないことができるものとする。

(1) 開示の申し出に係る支給決定障害者等の資料以外の情報を含む資料であつて、開示することにより、当該開示の申し出に係る支給決定障害者等以外の者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるもの

(2) 個人の診断を伴う事務に関する個人情報であつて、開示することにより、当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれのあるもの

(開示の実施)

第6条 市長は、開示申出書の提出があつた場合は、前条の規定により開示の申し出に係る資料を開示しないことができるときを除き、速やかに開示の申出者に対し、開示の申し出に係る資料を当該資料が記録されている文書の閲覧の方法により、開示するものとする。ただし、当該資料の写しを希望する場合にあつては、当該資料の写しを交付することができる。この際、開示の申出者は当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

2 市長は前項の規定による開示をする場合において、当該開示に係る資料に医師意見書が含まれているときは、あらかじめ当該医師に対し、医師意見書回答書(様式第2号)によりその意見を聴くものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(様式第1号)

障害支援区分認定等に係る資料開示申出書  
(個人用)

年 月 日

船橋市長 あて

(申出者)氏名 \_\_\_\_\_

(支給決定障害者等との関係) \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

障害支援区分認定等に係る資料について、次のとおり開示の申し出をします。

障害者等	氏名	受給者 番号																		
	住所																			
提供を希望する 文書の名称	<input type="checkbox"/> 認定調査票(基本調査)	<input type="checkbox"/> 市町村審査会資料																		
※□の中にレを 記入して下さい。	<input type="checkbox"/> 認定調査票(概況調査)	<input type="checkbox"/> 勘案事項整理票																		
	<input type="checkbox"/> 認定調査票(特記事項)	(付属する資料含む)																		
	<input type="checkbox"/> 医師意見書																			

《支給決定障害者等委任欄》

※1 支給決定障害者等の親族による申し出の場合に記入して下さい。

私は、上記の申し出者に船橋市が保有する私の上記文書に記録されている資料を開示することを委任します。

年 月 日

支給決定障害者等氏名 \_\_\_\_\_

※2 申し出の際は、次に掲げる書類を提出又は提示して下さい。

- (1) 申し出の際は、申出者本人であることを証明するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を提出、又は提示して下さい。
- (2) 支給決定障害者等の親族による申し出の場合は、上記の書類のほか、支給決定障害者等の親族であることを証明するために必要な書類(健康保険等の被保険者証、住民票、戸籍謄抄本)を提出、又は提示して下さい。

[処理欄]記入しないで下さい。

申出者確認内容 運転免許証 旅券 その他( )

支給決定障害者等の親族( )

(様式第2号)

## 医師意見書回答書

年 月 日

船橋市長 あて

医療機関名称 \_\_\_\_\_

医師氏名 \_\_\_\_\_

年 月 日付けで貴職より照会のありました支給決定障害者等に係る「医師意見書」に記録されている個人情報の開示について、下記のとおり回答いたします。

### 記

該当する番号を○で囲み、必要な事項をご記入下さい。

1. 支障がない

2. 支障がある

(支障がある場合は、その理由を以下にご記入願います。)

---

---

---

---

---

---

---

---